

市廢審 第29-002号
平成29年9月4日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

のことについて、第84回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第 84 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成 29 年 7 月 21 日（金）10 時 10 分～11 時 30 分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 1 階 会議室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、久保川隆志委員、金子俊郎委員、岩田元一委員、代谷陽子委員、原木一正委員、大川敏彰委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稻垣操委員、石井静雄委員、宮方英二委員（以上 13 名）
- [事務局等]
- (1)清掃部 大平部長、川島次長
 - (2)循環型社会推進課 秋本課長、河崎主幹、西倉主幹、道家、田中、佐々木、田島、岡、今井、菅谷
 - (3)清掃事業課 吉岡主幹、浅生主幹、小野寺
 - (4)清掃施設計画課 阪田課長
 - (5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第]
- (1)委嘱辞令交付
 - (2)開会
 - (3)議題「不適正排出対策の今後のあり方について」
 - ① 前回の審議会における主なご意見等について（報告）《資料 1》
 - ② 事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について
《資料 2》
 - ③ 答申（素案）について《資料 3》
 - (4)報告 ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について《資料 4》
 - (5)閉会
- [配布資料]
- 資料 1 前回の審議会における主なご意見等
 - 資料 2 事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について
 - 資料 3 「不適正排出対策の今後のあり方について」の答申（素案）
 - 資料 4 ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について
- [会議概要] 各議題について事務局から説明をし、1つ1つに対して委員で審議した。その後、事務局からの報告と、それに対して委員の方から質問を受ける形で審議会を進めた。

[会議詳細]

【開会】午前 10 時 10 分

三橋会長：定刻になりましたので、ただいまから第 84 回市川市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

それでは本日の会議を始めるにあたって、事務局から何か報告事項がありましたら、お願ひいたします。

西倉主幹：事務局より報告でございます。

本日の会議には、委員 15 名のうち、半数以上が出席されており、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了解ください。

三橋会長：それでは公開ということですけども、本日は傍聴人はいますか。

道 家：傍聴人はおりません。

三橋会長：これから議題に入ります。

次第をご覧いただくと、議題に、①前回の審議会における主なご意見等について報告。

それから②が事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について。

そして③が答申ということですけれど、今日はこの答申の素案が中心になると思いますので、答申の素案についてより時間をかけて委員の皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

それでは、本日の議題に入る前に、先ほど新たに委員に加わっていただきましたお 2 人の方から簡単に、ご挨拶をお願いいたします。

まず、大川議員お願ひいたします。

大川委員：みなさんおはようございます。

(大川委員挨拶)

三橋会長：ありがとうございます。

では久保川委員よろしくお願ひいたします。

久保川委員：おはようございます。

(久保川委員挨拶)

三橋会長：ありがとうございます。

新しい委員も加わっていただいたので、さらに活発な審議会にしていけ
ればいいなと思っております。

それではさっそく議題に入りたいと思います。

【議題①】（前回の審議会における主なご意見等について：資料 1）

議題の審議事項として、不適正排出対策の今後のあり方について前回に
引き続き、審議を進めていきたいと思っております。

はじめに、前回の審議会における主な意見について、事務局から報告を
いただきます。

＜資料 1 前回の審議会における主なご意見等＞

秋本課長：循環型社会推進課長です。

資料 1 「前回の審議会における主なご意見等」をご覧ください。

前回の審議会で委員の皆さまからいただきました、主なご意見やご質問
をまとめたものでございます。

いくつか抜粋してご紹介いたしますと、家庭ごみに関する内容といたし
まして、不適正排出の対策にあたっては、まずは、基本的な排出ルール
の周知・広報が最も重要で、訪問指導等については、次の段階であると
のご意見がありました。

また、答申に関する内容といたしましては、小学校における環境学習の
有効性について、答申で言及できれば良いとのご意見や、ワンルームの
賃貸の集合住宅対策について、別の項目として、出したほうがよいとの
ご意見をいただいたところでございます。

次に、事業系ごみに関する内容といたしましては、事業系ごみについては、「不適正排出の」定義が不明瞭であるとのご意見や、事業系ごみの不
適正排出に関する現状として、ダンボールやプラスチックの分別が不十
分であるとのご意見や、少量のプラスチックの産業廃棄物としての取り
扱いに関するご意見がございました。

資料 1 については、以上でございます。

三橋会長：それではですね、今は前回の審議会における主な意見をまとめていただ
いたということで、これについて特にご意見のある方はいますか。

— 質問・意見無し —

それでは、まとめていただいたということで、よろしいと思います。

次に移りたいと思います。

②事業系ごみの不適正排出対策の現状と今後の対策の方向性について、事務局のほうからお願ひします。

【議題②】（事業系ごみの不適正排出対策の現状と今後の対策の方向性について：資料2）

秋本課長：恐れ入りますが、資料2をご覧いただきたいと思います。

前回の審議で市川市における事業系ごみの適正排出方法や、現状についてのご質問が多かったことから、改めて、市川市における事業系ごみの不適正排出の現状と今後の方向性についてご説明させていただきます。

＜資料2 事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について＞

1. 排出事業者の責任

まず1点目でございます。

排出事業者の責任についてです。

事業活動に伴う廃棄物の処理については、廃棄物処理法や市の条例において、排出事業者の責任において適正に処理すること、資源化に努めることなどが規定されております。

2. 事業系廃棄物の区分

2点目は、事業系廃棄物の区分であります。

家庭ごみは全て、家庭系一般廃棄物となります、事業系廃棄物につきましては、品目によりまして、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

事業系一般廃棄物は自己又は委託により、市川市クリーンセンター等の一般廃棄物処理施設に運搬し、処分するものとなっております。

また、産業廃棄物については、排出事業者の責任において、産業廃棄物の処理業者に処理を委託する等、適正に処分する必要があります。

1頁の下のほうに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物について、図と表で簡単な例示をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

上の図は、事業所からは排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業

廃棄物のどちらかに該当することを示しております。

また、下の図では、事業系一般廃棄物と産業廃棄物について、一例を挙げております。

図では、事業系一般廃棄物は、事務所から発生するコピー用紙やダンボールなどの紙類、飲食店の調理残渣や食べ残し、小売店で発生する食品の売れ残りなどの生ごみ、飲食店から排出される割りばしや、事務所敷地内の庭木を伐採したもの等の木くず、洋服屋から発生する布類等があります。

この紙類、生ごみ、木くず、布類と従業員の個人消費に伴って排出されたビン、カン、ペットボトルの事業系一般廃棄物以外のすべての事業系廃棄物が原則産業廃棄物となります。

なお、紙類、生ごみ、木くず、布類でも、製紙工場から発生する紙くずや、建設工事に伴って発生する材木等の木くず等、業種によって、産業廃棄物となるものとしてあります。

3. 事業系ごみの適正な処理方法

恐れ入りますが、2頁をご覧ください。

3点目は事業系ごみの適正な処理方法についてであります。

本市では、一定規模以下の住居併用かつ少量排出の事業者を除きまして、事業系ごみについては、家庭ごみ集積所に排出することはできず、事業者の責任におきまして、自己又は委託により運搬若しくは処分させる等、適正に処理するものとしております。

また、燃やすごみ等をクリーンセンターに搬入して処分する場合には、クリーンセンターの受入基準に合致することが求められております。

また、資源物についても、自己又は委託により民間の資源化施設へ搬入する等、資源化に努める必要があります。

2頁の図につきましては、事業系ごみの排出について、整理をしたものであります。

適正処理は図の通り、適正な分別をして排出をし、それを収集運搬等により処理施設へ搬入いたします。

事業系ごみの不適正排出といたしましては、条例の規定に反しまして、家庭ごみ集積所に排出するもの、また、処理施設への適正な運搬がされている場合であっても、①燃やすごみの中にビン・カン等の不燃物の混入など基本的な分別に違反しているもの、②産業廃棄物が混入しているもの、③容易に分別可能な資源物の混入しているものを、事業系ごみとしての不適正排出であると捉えております。

4. 事業系ごみの不適正排出の現状

3 頁をお願いいたします。

事業系ごみの不適正排出の現状についてであります。

本市における、事業系ごみの不適正排出の現状といたしまして、3 点を上げております。

まず、1 点目として、家庭ごみ集積所への排出です。

一部の事業所におきまして、家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出が行われており、家庭ごみ収集委託業者や、市民からの情報提供に基づき個別指導を実施しているところであります。

2 点目として、基本的な分別が守られていないことです。

収集運搬許可業者への委託や自己搬入されている場合であっても、クリーンセンターに搬入される燃やすごみの中には、ビン・カン等の不燃物、発泡スチロール等の廃プラスチック類に該当する産業廃棄物の混入など、基本的な分別ルールであるクリーンセンターの受入基準に合致しないものが見受けられます。

3 点目といたしまして、資源物の可燃ごみとしての搬入です。

ダンボール等の容易に分別可能な資源物が燃やすごみとして搬入されている事例が見受けられます。

そのため、クリーンセンターでは資源物の別降しスペースを設置することで、資源物の排出が少量の事業所における資源化を促進しているところであります。

3 頁下部には、平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画より、クリーンセンターの受入基準を掲載させていただいております。

左側には、受け入れることのできるごみの区分、右側には、受け入れの条件が記載されておりますが、表の右側の条件の中で（2）区分に合わせてまずは分別されていること、（5）資源物については選別を行い、ごみの減量に努めること、（6）におきまして産業廃棄物を混入しないことなどが、受入条件として定められているところであります。

5. 事業系ごみにおける今後の対策の方向性

恐れ入りますが、4 頁をご覧ください。

事業系ごみにおける今後の対策の方向性についてです。

事業系ごみの不適正排出を防止し、合わせて事業系ごみの減量・資源化に向けた取り組みを促進していくために、今後の対策の方向性として、大きく 2 つに分けて記載をしております。

1点目は、排出事業者への対策の強化であります。

一部ではありますが、家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出や、基本的な分別ルールが守られていない排出が見受けられるため、排出事業者への対策を強化する必要があります。

排出事業者に対する適正排出の広報・啓発の強化と事業系ごみを家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化の2点であります。

まず1点の、排出事業者に対する適正排出の広報・啓発の強化といたしましては、排出者責任啓発チラシ等を用いた周知や、収集運搬許可業者と連携した基本的な分別ルールや排出方法等の周知が考えられます。

次に、事業系ごみを家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化といたしましては、開封調査による排出指導、警告シールの貼付けや警告看板の設置等が考えられます。

2点目につきましては、クリーンセンター搬入時における対策の強化であります。

これにつきましては、搬入ごみの展開検査による指導の強化とクリーンセンターの受入基準の厳格な適用及び受入基準の見直しの2点となります。

搬入ごみの展開検査による指導の強化といたしましては、検査回数の増加や展開検査の状況に応じた持ち帰りの指示等取り組みの強化や収集運搬許可業者と連携した不適正排出事業者への改善指導などが考えられます。

また、クリーンセンターの受入基準の厳格な適用及び受入基準の見直しつきましては、受入基準に違反した事業系ごみの受け入れ拒否や分別ルールの指導、容易に分別が可能で、資源化ルートが確立されている紙類の搬入制限等の受入基準の見直しが考えられます。

加えまして、紙類の搬入制限を行った際には、やむを得ず、クリーンセンターに資源物が搬入されることも考えられるため、別降スペースのさらなる利用の促進等も必要だと考えております。

写真説明

最後に参考として、次の頁に写真を掲載しております。

こちらの写真につきましては、搬入物の展開検査の時に確認された不適正な混入物でございます。

①の写真は、発泡スチロールやビニール製の包装材や緩衝剤等、産業廃棄物が混入しているものとなっております。

クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設であり、産業廃棄物の混入は

禁止されていることから、不適正なものになると考えております。

②の写真につきましては、資源物でありますダンボールが多く混入しているものとなっております。

資源化可能なものについては資源化に努めることとなっておりますが、可燃ごみに多くの資源物が含まれていることがあります。

説明は以上となります。

【議題②の質疑応答】

三橋会長：それでは、今、事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について説明していただきました。

何かご意見なり、ご感想なりがあれば、お出しください。

いかがでしょうか。

岩田委員：質問させていただきます。

一定規模以下の住居併用かつ少量の排出の事業者を除いて、事業系一般ごみについては排出できないということですけども、事業者の方が、自分がその一定規模以下のそういう特別な事業者なのか、それとも規制が適用される事業者なのかというの、自覚はされているのでしょうか。
あなたたはこれ、あなたたはこれということを、市から個別に指定されているのでしょうか。

秋本課長：ご質問にお答えいたします。

市では、事業系ごみの適正排出を促進するために、これは委託事業ではありますけれども、シルバー人材センターに委託して、主要な駅を中心とした地域において、毎年度事業所の調査をしております。

調査の中で、新しく開店した飲食店等につきましては、訪問して、事業系廃棄物の処理のチラシを配布するとともに、適正排出の必要性を啓発しております。

そういうことで、周知をしているところであります。

岩田委員：したがって、不適正に排出されているごみというのは、本人、事業者の方は分かっていて、そういうことをしているという理解でいいのでしょうか。

つまり、知らなかつたという事業者はほとんどなかつたということでおろしいでしょうか。

秋本課長：毎年、調査活動を通して、適正処理を呼びかけております。

ただ中には、周知できていない事業者も多少なりともいるのかなと思っています。

以上です。

三橋会長：他にいらっしゃいますか。

稻垣委員：言いたくないんですけども、私は事業やってる方なんで、事業所に対して市の方から色々、事業系ごみは混ぜないでくださいというのが来ていいことは確かなんですが、ただ、うちの方は問屋さんに、お宅が仕入れたんだから全部持って行けよと、蛍光管かなんかは出してるんですけど、一軒一軒が買うとそのまま出してるんですよね。

だからうちの近所に出されると、私ども間違えられると思うことがあるんですね。

同じ例ええば、電気製品があっても、一個だけ買って送ってもらえば、それは廃棄物として出せるわけですよ。

だからうちなんかは、ダンボールはダンボールとして持って行けば、無料で引き取ってくれるところがあります。

お金は取らない。

ダンボールだけで資源になるから。

そういうところがあるんですよ。

あとは問屋の場合なんかは、問屋が持ってきたのだから持っていきなさいよと。

だから、1番の問題は、電化製品だらうと、家具だらうと、ダンボールが来た時に、ダンボールだからってこれ同じようなやつが並べられている。これ違っていたって、2つ3つ種類があるでしょう。

これが同じものだったら別ですよ。

事業ごみとして区別する人はこれどうやって区別があるんですか。

1個でも2個でも、事業ごみだという判断が押してあればだめなんですか。要するに、事業系ごみでダンボールみたいに同じような型があるのがたくさんあるわけだよね。

同じ型のものが、どうやったって、出るわけですよ。

今はなんか、ダンボールに入ったり、通信が発達しているでしょう。

通信がどんどん発達したころになると、結局どこかに電話して送っていくわけですよ。

そうしたら、区別するのって、同じようなダンボールだから、同じよう

な、例えば稻垣電機って書いてある。
稻垣電機なんてないんだけどね。
商店会の代表で来てるんで、難しいんですけど。
同じような、企業があれば、ダンボールのような事業系ごみがどれというような、区別はあるのか。
同じようなダンボールであるから難しいんだけどね。

秋本課長：資料2の1をご覧いただきたいと思います。

事業者から排出されるダンボールは事業系のごみとなるのか、または家庭ごみとなるのかにつきましては、こちらの資料にあるとおり、「事業活動に伴って出たごみは事業系ごみになる」ということあります。

以上になります。

稻垣委員：事業が出したごみであっても、同じような型であっても事業ごみと見なされるんじゃないかなということなんです。

一個だけ買うと、一個で出せるわけなんですよ。

蛍光灯かなんかでも、蛍光灯を自分で買ってきて、取り替えると、家庭ごみですよね。

資源ごみの日に出せるわけです。

だけど、事業系ごみとしては、問屋に、お宅が買ったんだからといって持つて帰らせてています。

たとえば、組合だとかがあるんだから、組合に指導してもらって、一軒一軒出すよりも、組合としてどう対処しているのかということを、生ごみなんかの場合は臭いもありますからね。

問題はそこなんですね。

ダンボールがあったからって、それはうちのそばにあるんですけども、ごみの排出場所が。

例えば、三菱電機なんかって書いてあると嫌なわけだよね。

私が出したように思われる。

出してはいないですけども、出せるわけないんですよ。

事業系ごみのマークがあるのに。

でも、平気で出しちゃうんだよね、他の人が。

蛍光灯でもなんでも、でもそれは、許してるんだから、しょうがないんだよね、個人として。

だからそれが、どういうふうにして、区別しているのかっていうのが1番問題になるんだよね。

同じような材料、ダンボールだって同じようなマークがいっぱいあれば、事業ごみとするんでしょうけど、やっぱり、適切に、2種類あったからって、同じようなごみと事業ごみで区別するのがおかしいんじゃないかなって、思うんですよね。

三橋会長：現場はですね、対処している立場にいるような色々な問題があるのでしようけども、それに対して、事務局のほうで何か。

まず1つ、ケースバイケース的な形でね、対処していかなければいけない問題かなと思いますけども。事務局から何かあれば。

秋本課長：商店街等と一般の住居が混在している地域、非常に難しいことは理解させていただきました。

事業系ごみを適正に排出している事業所につきましては、「適正処理済」というシールを貼らせていただいてますので、適正に処理している事業者に関しては、店先にシールが貼られているという形になります。

三橋会長：基本的には事業系ごみは事業者の問題意識が徹底すれば解決する問題であるんですけども、小さな商店とか個人で営業しているようなお店だとなかなかこういったことが難しかったりします。

石井委員：少しお話させていただきます。

収集運搬業の立場からお話させていただきます。

写真でも、排出の仕方があまりにもひどいなということが分かりました。
収集運搬業者にしても、同じですが。

実際にいま稻垣さんのお話を聞いて、小さな商店なり、事業者さんから排出された場合、まずは分別しても、少量ずつにしかならないということです。

それを、我々業者が収集運搬するのに色んな品目を少しづつ回収するというのが難しいところがあって、例えば、こういう写真になってしまることがあるのかなというところがあります。

ですので、資源物も燃えるごみも、一緒に回収されてしまう場合もあるのかなと。

これは、業界として徹底して分別の方、進めていかなければいけないなという気がする写真が出てます。

ただ、上のほうの写真、廃プラの方なのですが、これが難しいところでして、1頁目に書かれている事業系一般廃棄物と産業廃棄物の表に関して

もまだ、はつきりしない部分があって、事業系一般廃棄物のその他の部分に従業員の個人消費に伴って排出されたビン・カン、ペットボトル、で、このペットボトルというのは廃プラなんですよね。

実際それを、産業廃棄物で運ばれても、仕方ないところなんですけども、事業者から出る廃プラスチックは産業廃棄物であるということにするか、難しいところではあるんですよね。

これはペットボトルでしたけども、これが発砲スチロールである可能性もなくはない。

事業所でもやっぱり、一般消費をしている従業員、事業に伴わない一般消費は出るわけで、出ないということも、出るということもありうるということで、これが本当に産業廃棄物なのかということもあったりいたします。

ですので、廃プラのサインというのが難しいところであって、分けるとすれば、出る量が分かっているときに、基準を作って、何かの団体の産業廃棄物ですよというようにしないと、一般廃棄物か産業廃棄物かということが区別できないかなという気がいたします。

三橋会長：この写真なんですけれども、これはクリーンセンターの中で、中に積まれたものを拾つたらこうなったということですか。

そうではなくて、この形でバタッと置かれたものですか。

秋本課長：ご説明させていただきます。

事業系ごみの収集運搬業者がパッカー車で搬入してきたものを、本来であれば、①の写真を見ていただくと、上方に人が立っていてドアがあります、これを開いてごみをピットに投入するのですが、それをせずに手前のプラットフォームに全部降ろしたところの写真でございます。

同じように、このダンボールにつきましても、ピットに降ろさずに、プラットフォームに降ろしたところを撮ったところでございます。

三橋会長：わかりました。

いずれにしても、事業系のごみの不適正排出の現状とその対策というのは、これから世に必要な課題であるので、頑張ってやってください。

かなり試行錯誤の面もあると思うんですけどもね、こういうケースはこうだったとか、言わなかつたとかね、細かいケースも何らかの形で報告されてもよかったですかなと思います。

稻垣委員：事業者の出す事業系のごみとして、例えばの話だけれども、個人が捨てれば、無料なんですね。

要するに、個人が捨てれば、一市民として住んでいるのだから当たり前だろうと、文句言ってくるんです私に。

零細企業の商店会長をやっているんですけども、もうやめたいんですみんな。

親の苦労見ててね、誰も跡継がないです。

そういうことで、私たちが捨てれば産業ごみだと、個人が捨てれば産業ごみじゃないんですよ。

個人ごみなんですよ。

だからそこに区別をつけないと何かあるんじゃないかなと思うんですね。

1人1人が要するに家で捨てる以上、産業ごみとして分けて捨てなきゃいけないんだけど、個人で捨てれば、ごみの捨てるところ、もちろん曜日によって違うんですけど、生ごみは何曜日かとか、そこに捨てると無料なんですけど。

要するに袋の値段は入っているんでしょうけども、個人なら無料なんですが、産業として扱うと我々が持ってきて店舗が捨てに行くと、お金がかかるわけですよ。

だから、そこらへんが、うまくいってないんじゃないかなと思うんですね。

秋本課長：少量排出者の方の対策として、前回の審議会でも説明させていただいたように、いわゆる例外規定がございます。

延べ面積の2分の1以上が住居に供されている店舗で、これらの店舗の部分が50m²未満のもの、かつ、1日あたりの排出量が5kg未満。

そのような排出者の方に関しましては、家庭ごみの集積所に出していくという規定を設けさせていただいております。

ちなみに今、この規定が適用されている数ですが、約2,200事業所となっております。

以上です。

三橋会長：ありがとうございます。

非常に零細な場合は、例外規定があって、これはもう前回説明させていただきましたね。

【議題③】（答申（素案）について：資料3）

それではですね、事業系ごみの不適正排出対策の現状と今後の対策の方針性を踏まえて③の「答申（素案）について」に移りたいと思います。

③「答申（素案）について」説明していただきたいと思います。

＜資料3 答申（素案）について＞

秋本課長：説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料3「不適正排出対策の今後のあり方についての答申（素案）」をご覧いただきたいと思います。

先に答申書の構成について説明をします。

1枚めくっていただきまして、「目次」をご覧いただきたいと思います。

全体の構成といたしましては、

○前文としての「はじめに」の部分

○1といたしまして「家庭ごみの不適正排出対策について」、○2といたしまして「事業系ごみの不適正排出対策について」としております。

また、家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれにおきまして、「対策を講ずるにあたっての基本的な考え方」と、「今後の対策のあり方」から構成しております。

続いて、具体的な内容を説明させていただきます。

大変恐縮なのですが、全体の分量が多くありますので、2回に分けて説明させていただきます。

はじめに

まず1頁にあります「はじめに」の部分でありますが、この部分につきましては、市長からの諮問を受けまして、ご審議をいただき、答申をまとめました背景について、でございます。

まずは、じゅんかんプラン21の改定から、その後の、ごみの減量・分別に関する広報・啓発の強化や、ごみ収集回数の削減等のこれまでの取り組みについて。

続いて、市川市における不適正排出の現状について、家庭ごみにおきましては、一部の集積所で、指定袋を使用しない、分別の状況が著しく悪い、収集日以外にごみを出すなど、ごみの排出ルールが遵守されていない状況があること。

事業系ごみにつきましては、ルールに違反して家庭ごみ集積所へ排出する事例や、容易に分別が可能な資源物が分別されずに排出される事例が一部に見受けられることについて触れております。

次に、不適正排出対策のいちかわじゅんかんプラン 21 への位置づけと、対策の強化の必要性について指摘しております。

このような経緯を踏まえまして、本審議会といたしましては、平成 28 年 10 月 25 日に市長から、今後の不適正排出対策のあり方についての諮問を受け、審議を重ねた結果、本答申をまとめたということで、前文として触れさせていただいております。

家庭ごみの不適正排出対策について

恐れ入りますが、2 頁をご覧ください。

1 として、「家庭ごみの不適正排出対策について」でございます。

《（1）対策を講ずるにあたっての基本的な考え方》

（1）では、「対策を講ずるにあたっての基本的な考え方」について、記載をしております。

前文として、さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められるということ、また、一部のごみ集積所においては、基本的な排出ルールが守られていない現状があることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていく必要があるとし、勘案すべき事項として、3 点を挙げております。

1 点目といたしまして、「地域特性等への対応」です。

市川市の地域特性であります、転入者が多いことや、外国人が多いこと、全世帯の 3 分の 2 が集合住宅に居住していることを踏まえた対策の検討が必要としています。

2 点目といたしまして、「排出ルールが守られない要因」につきましては、排出ルールが守られない要因として、「排出ルールを知らない」「排出ルールの勘違い」「排出ルールを守ろうとする意識がない」等が考えられることから、それぞれの要因に応じた対策を検討すべきと指摘をしております。

3 点目として、「排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果」です。

市川市の行った調査結果から、小規模な賃貸の集合住宅の排出状況が特に悪いことが確認されておりますことから、特に重点的に対策を講ずるべきとしております。

« (2) 対策の今後のあり方について»

続いて 3 頁をお願いいたします。

対策の今後のあり方について、3 つの項目について、重点的に取り組んでいくべきとしております。

構成につきましては、前回の審議会の資料においては、「①未然防止対策」と「②ルール違反ごみへの対応の厳格化」の 2 点から構成しておりましたが、前回の審議会におけるご意見を踏まえ、賃貸の集合住宅についても項目としてあげまして、特に重点的に取り組んでいくこととしております。

<①未然防止対策の強化>

①の未然防止対策の強化の「ア 基本的な排出ルールの周知の徹底」についてであります。まずは、市民に対する基本的な排出ルールについての周知を徹底することが最も重要であるということ。

次に市川市の地域特性を踏まえ、ルールが守られない要因として、「市民に正確な排出ルールが伝わっていない」ということが考えられることを指摘しております。

のことから、従来から実施している周知活動に加え、自治会やじゅんかんパートナー、外国人コミュニティ等との連携により広く市民を対象にした排出ルールの周知を図るべきとしております。

また、前回審議会における意見を踏まえまして、基本的な排出ルールの周知にあたっては、小学校等への環境学習に関する取り組みを推進していくべきとしております。

続いて、「イ ごみ集積所管理の強化」につきましては、パトロールや排出指導を通じてごみの集積所の管理を強化し、ルール違反の未然防止を図るべきとしております。

<②ルール違反ごみへの対応の厳格化>

次に、「②ルール違反ごみへの対応の厳格化」について、でございます。

「ア ごみの取り残しの徹底」につきましては、未然防止対策を実施したにも関わらず、ルール違反があるものにつきましては、今後も取り残しを徹底していくべきものとしております。

続いて、4 頁をお願いいたします。

ごみの取り残しにあたりましては留意事項として、生活環境の保全や通学路の安全確保、集積所提供者へ、配慮して対応する必要があると指摘をしています。

続いて、「イ ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討」につきましては、悪質なルール違反やルール違反が繰り返されるごみ集

積所については、排出ルールを遵守させるため、排出者の特定のためのごみの開封調査や、指導・罰則等の制度化についても検討すべきとしております。

留意事項といたしまして、開封調査におけるプライバシーの配慮や、罰則制度を導入した場合の罰則の適用について触れております。

＜③賃貸の集合住宅への対策＞

続きまして、「③賃貸の集合住宅への対策」についてであります。

1点目といたしまして、「所有者や管理者等の役割の明確化と連携の強化」では、まず、集合住宅の所有者や管理組合、管理業者等は物件について適正に管理することが求められるということについて。

続いて、市からの情報を周知しにくい自治会未加入者等への対策として、賃貸の集合住宅への対策が有効であると考えられることについて、触れております。

そこで、集合住宅の所有者や管理者、仲介業者等との連携を強化し、入居者との賃貸借契約時や入居時における説明・周知等による対策を実施していくべきと記載をしております。

また、連携の強化にあたりましては、集合住宅の所有者や管理者等の責任や役割について、条例の規定などの明確化を図ることも検討する必要があるとしております。

2点目として、「イ　ごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討」についてです。

集合住宅の敷地内に専用のごみ集積所が設置されておらず、近隣の戸建住宅などと共に道路の上のごみ集積所を利用しているケースにおいて、集合住宅の居住者によって、継続して不適正排出がされることにより、他の利用者と良好な関係を保持できなくなった場合等では、集合住宅の管理責任の明確化と、周辺環境への配慮の観点から、既存のごみ集積所から分離して、敷地内への設置について、義務化することについても検討する必要があるとしております。

答申の素案につきましては、一旦ここで区切らせていただきまして、ご審議をいただければと思います。

三橋会長：この家庭ごみに限って議論していただいて、そして後半には、事業系ごみの不適正排出対策について議論するということでよろしいですか。

では、最初の部分、家庭ごみの不適正排出対策について答申にこういう形で今、説明していただいたような内容なものにしたいという事務局からの素案を出していただきました。

これに関して、ご意見なりご感想なり、あるいはここはこういうように変えたほうがいいのではないかということがあれば自由にご意見をお出しitだければいいのではないかと思います。

特に今回の場合は、対策の今後のあり方について、賃貸住宅対策ということが新たに盛り込まれているわけですけども、この取り組みというのは結構力仕事で大変だと思いますけども、これに取り組むことの意義というのはよりまた大きいものだと思います。

そういうことも踏まえまして、ぜひご自由にお出しください。

— 質問・意見無し —

もし特に無ければですね、家庭ごみについては皆さんの知識はかなりおありになるので、事業系ごみの答申の方がこれまで、あまり議論してこなかった部分なので、なければこちらを説明していただきたい、皆さんの意見を伺うということにしたいと思います。

それでは、事業系ごみの不適正排出対策について説明してください。

秋本課長：それでは説明させていただきます。

6頁をお願いいたします。

事業系ごみにつきましては、資料2でご説明させていただいた内容と重複する部分もありますので、要点を絞って説明したいと思っております。

< (1) 対策を講ずるにあたっての基本的な考え方 >

まず(1)対策を講ずるにあたっての基本的な考え方であります。

それでは、家庭ごみと同様に対策を講ずるにあたっての基本的な考え方について記載をしております。

前文といたしまして、さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいくことが求められていること、また、一部の事業者において、事業系ごみの家庭ごみ集積所への排出や、基本的な分別ルールを守らない排出等不適正な排出が見受けられることから、排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていく必要があるとし、勘案すべき事項として、2点を挙げております。

まず1点目といたしまして、「排出事業者の責任」であります。

事業系ごみは排出事業者の責任において、適正に処理する必要があることから、周知活動等により、排出事業者の意識の向上を図ることが重要

であるとしております。

2点目といたしまして、「搬入ごみ展開検査の結果」であります。

クリーンセンターの受入基準に則ったごみの搬入がされていないこと、資源化処理については努力義務として取り扱われていることから、基本的な分別が行われていない現状があり、クリーンセンター搬入時における対策を検討すべきとしております。

<（2）対策の今後のあり方について>

続いて7頁をお願いいたします。

対策の今後のあり方について、2つの項目について、重点的に取り組んでいくべきとしております。

構成につきましては、資料2と同様に、「排出事業者への対策の強化」と「搬入対策の強化」の2点で構成をしております。

<①排出事業者への対策の強化>

①の排出事業者への対策の強化につきましては、「ア 収集運搬許可業者等と連携した広報・啓発の強化」でありますが、まずは、事業者に対する排出者責任及び基本的な分別ルールについての周知を徹底することが最も重要であるということ。

さらに、排出事業者の業種や排出状況に応じた周知活動を行うことが効果的であることから、排出事業者の状況を把握している収集運搬許可業者や、独自に資源化ルートを持つ資源回収業者等と連携した広報・啓発を推進すべきとしております。

続いて、「イ 家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化」につきましては、開封調査や周辺住民等からの情報収集による、排出事業者の特定を行い、個別の排出指導を行うなど、ルール違反対策を徹底すべきとしております。

<②搬入対策の強化>

次に、「②搬入対策の強化」について、であります。

「ア 搬入物展開検査の強化」につきましては、検査の状況に応じて、持ち帰りの指示などの改善指導、展開検査の回数を増やす等の展開検査の取り組みの強化は、不適正なごみの搬入の抑止効果が期待できることに加え、事業系ごみの排出実態が把握でき、ごみの減量・資源化に向けた施策を検討する上での基礎資料を得られることからも、積極的に進めていくべきとしております。

8頁をお願いいたします。

「イ クリーンセンターにおける受入基準の厳格な適用と受入基準の見

直し」についてであります。

基本的な分別ルールの遵守を徹底させるため、クリーンセンター受入基準を厳格に適用し、受入基準に従わない排出事業者及び収集運搬業者に対しては受入拒否を含めた指導の強化をしていくべきとしております。

また、容易に分別可能な資源物につきましては、ごみの減量・資源化を促進するため、資源化可能な紙類の搬入制限について、受入基準の見直しを検討すべきとしております。

さらに、受入基準の見直しを行う際には、排出事業者及び収集運搬業者への一定の周知期間を設けるなどの配慮や、受入基準を遵守しない排出事業者や収集運搬許可業者への指導制度の検討についても視野に入れるべきとしております。

また、さらに資源化を推進するためには、クリーンセンターにおける別降スペースについて、利用の促進を図るべきとしております。

事業系ごみの不適正排出対策についての答申案は以上となります。

【議題③の質疑応答】

三橋会長：事業系ごみの不適正排出対策について今、説明していただきました。

何かご意見、ご感想、ご提案等あれば、お出しください。

代谷委員：まず 1 つ、6 頁のところで、4 行目ですか、クリーンセンターに搬入される事業系ごみへのところ、「資源物の処理については、資源化処理が努力義務として扱われている」というところが、もう分別が行われていない現状というのが問題なのではないかと思います。

最初からもう行われないということといいますか、これが書かれていること自体が 1 つ問題点かなということを疑問に思いました。

またもう 1 つ、7 頁のところなんですが、結局、11 行目のところでどうか、全体的に啓発チラシを送付しているということなんですが、どうも今までの話を聞いていた印象なのですが、まず事業者自体が、自分が本当にそういった義務か何かあるのではないかということを、意識というか、1 つはその、一定規模以下のその小規模の事業所の場合は結局、家庭ごみに出していくわけですよね。

法規上は。

そういうことになっているのですよね。

そこらへんの、事業所自身がちゃんと認識されているのかということと、それがやはり情報がどうも分からぬで事業を進めているとは思えないですが、私どもの感覚では。

事業を起こすからにはそういう義務があるのか当然分かっているのであろうが、一定規模以下という特殊な例が結構多いのではないかと。

想像ですけれども私の。

ですから、送付するということは、徹底的にそれぞれの事業者にどういう対象なのかということをやはり市側がやはりちゃんとそこはごみの出し方、分別の仕方、それをやっぱり 1 つ 1 軒 1 軒ちゃんとやって届けるべきなのではないかという、その送付というのがどこまで送付してらっしゃるのかということも疑問に思ったことです。

三橋会長：いかがでしょうか。

ただ今、2 点ありましたね。

秋本課長：2 点の質問にお答えします。

まず、努力義務が問題ではないかという点についてです。

事務局としても、資源化処理が努力義務であるということに問題があるということは認識しているところでございます。

努力義務は、どこに根拠をおいているのかということですが、恐れ入りますが、資料 2 をまたご用意いただきたいと思います。

資料 2 の 3 頁、クリーンセンターの受入基準の中で、右側の「条件」の欄の（5）番目、こちらの方で「資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。」とあります。こちらを根拠として努力義務としているところであります。

2 点目のチラシについてですが、前回の審議会の中で、事業系ごみの適正処理に関しては、このチラシを配布して啓発していることをご説明したと思います。

私どもの方では、適正な処理が確認できていない事業所につきましては、約 2,600 事業者あると考えております。

そういう事業所に、先ほどご説明した委託の職員が行って適正処理を促す、又はこのチラシ文書を送付するなどの対応をしております。

以上でございます。

三橋会長：今の説明を私の方からコメントしておくと、努力義務というのは結局、やらないということにとられかねない。

今、結局努力義務というのは、大きな課題がある分野としては、オリンピックを前にして、たばこをやめましょうということであるのです、法律は。

しかしそれは、罰則義務ではないのです。

罰則規定がないのです。

だから結局、野放しになってしまふのです。

法律では、できるだけ国内でたばこを吸わないようにするための努力義務にかかっているので、室内でたばこを吸っても罰則する規制がないんです。

そこを、罰則を伴うように法律改正をしようということが今、厚労省のほうで議論されていて。

それに対して、たばこを吸うのは自由なんだという自民党のたばこ議員が圧倒的な数いました。

せいぜい、分煙がいいところだろうというような議論で、今、なかなか法制度ができないけどね。

そのときには、努力義務というのが1つ大きな問題になっています。

それともう1つ、2番目のご質問であった零細商店などでは、そういった例外規定がありますよということを、多分答申には細かいことまで書けないと思うんです。

だけどその辺はどういう形で、周知活動に、非常に零細で個人経営に近いところなんかは、いくつかの条件を満たす場合は、一般家庭と同じように扱っていいですよというふうなことが、徹底できれば先ほどの質問もかなり解消されるのではないかなと思っています。

他に、自由にお出しください。

何でも結構です。

柳沢委員：この中に全然書かれていないのですけれども、油っていうのも、1つやつぱり揚げ物屋さんとかそういったところの事業系のごみの中に油っていうのは、どうやって捉えているんでしょうか。
教えてください。

三橋会長：お願いします。

秋本課長：事業系で出た油につきましては、一般廃棄物ではなくて産業廃棄物になります。産業廃棄物については、全部で20種類の分類に分かれておりまして、油については、廃油に該当すると考えております。

柳沢委員：まとめておいて、カンとかに入れておいてそれを出すのですか。

秋本課長：産業廃棄物の処分については、排出事業者の責任として、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど、適正に処分することとなっております。

三橋会長：これは収集運搬許可業者ということで、廃油なんかはどういう取り扱いをしているのでしょうか。

石井委員：廃油としては扱うことが多分ないと思います。

家庭でも油を新聞紙に染み込ませて、そうすると燃やすごみとして扱っているものなんかは中にはあると思うので、少量であればそれで済むと思うのですが。

1つ、一斗缶であるとかそういった大きいものであれば、先ほど言った油の回収業者さんがありますので、そういったところが回収に協力しています。

宮方委員：市川市で、資源回収の協同組合をやっております宮方と申します。

今、油の問題が出ましたので、私も昔スクラップ屋、鉄くず関係のことをやっておりまして。

建設現場から、また、色んな工場のスクラップを買って、売り買いをしておりました。

その事業で知り合った方から、油屋さんというか廃油屋さん。

話を聞きましたら、それで商売になるのと聞きましたら、実はこれを精製して元に戻したり、またその、例えば揚げ物屋さんであつたらフライとか色々ありますよね。

その残った油を車に、今でいう CO₂の出ないような、美味そうな匂いがする排気ガスとかですね、そういったことに使っているそうです。

また、ガソリンスタンド等で出ますオイル交換をよくやられていると思うんですけど、そういったところのオイル、廃油屋と言いますか、そういった類の連中がそれを取ってまた活かすような形を取っているようです。

今はちょっと私も商売が変わってしまったので、よく分からぬのですが、その時はそういったことをやっていました。

三橋会長：どうもありがとうございました。

民間の食用油については、回収して、バイオディーゼル回収してそれを使うという、これは各地で、随分色々なところで、実施されていますよね。

そういう形で回収されていると思いますけど。

事業系の部門の油をどうするのかというのはわかりませんが。

おそらく専門の回収業者がいるのでしょう。

他にいかがでしょう。

違反者に対する罰則規定については委員の皆さん、何か特別なお伺いはありますか。

石井委員：収集方法についてですが。

排出事業者からきちんと分別して出してくれるところと、また、分別ができないところがあります。

収集運搬業者として、それを適正に分別する場合もありますので、その辺が、どこに責任の所在があるのかというところが、難しいかなということがあります。

排出者責任なので排出者が分別するべきなのでしょうけども、忙しくて分別している暇がないよということで、収集運搬業者に費用を高くしてもいいかなということで、出す場合もあると思いますので、その辺を、罰則だと、こういった無茶な罰則を負うのは難しいのかなと思います。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

松本委員：松本です。

質問なのですが、答申の部分ではありませんが、先ほどの、事業者の適正処理について。

2分の1が住居、2番目に、その部分が50m²未満で1日あたり5kg未満、この2,200の事業所には、適正処理のシールか何か、貼られているのでしょうか。

すみません、似ていませんね。

似ていないのですけども、どちらでもいいですよという形でお話しているのでしょうか。

要するに、適正処理している2,200の事業所にはシールが貼られているのでしょうか。

秋本課長：いわゆる例外規定の事業所に関しては、特に適正処理というシールは貼っておりません。

それ以外の事業者の方に対して、適性な処理が確認できた事業者に対しては、適正処理済のシールを貼っていただいているところでございます。

松本委員：ありがとうございました。

なので、先ほど、宮方委員のほうから真面目に取り組まれているお話をされたんですが、この辺の商店街の方は、この中のほとんどが入ると思うんですね。

本当に真面目に取り組んでいて、みんながすごく深刻になっている現状を聞きますと、とても大変だなと思っていますので、その辺の徹底等をしていただければ、委員としては、嬉しいと思うんですね。

私の周辺も、本当に弱小といっては申し訳ないんですけども、そういういた事業所があって、時々そのごみはここに出してもいいんでしょうかと言われることがあるときがあるので、そこはもう堂々と、住居を置かれているので、大丈夫ですよというと、安心する部分もあるので、非常に真面目に取り組んでいるところと、そうでないところが極めてこう、ありますよね。

その辺を明確にしていただいて、この事業所は適正処理がされているみたいのが、あるといいかなと思います。

安東委員：私も少し事業をやっていて。

チラシみたいなのが来たりして、適正な処理をしてくださいという指導を受ける方なんんですけど、自分が出している事業系のごみは、何年かに1回くらいしかたまらないんですね。

確か3回くらいの領収書を持っていくと、シールをくれるとかっていうふうに、そういう内容でチラシが来たときがあったのですけども。

3回も領収書もらうまでも、ごみにならないんですね。

2回くらいはいけるんだけども、1年間で3回分はなくて、このシールをもう商売やりだして58年からですから、30年過ぎてるんですけども、1度もそのシールをいただいたことがないんです。

それでそのままで、役所の方もあまり手紙をいただくこともなくなったのですけども、そういうのも、うちは建設の方なんで、ほとんど現場の方にごみみたいなものがでているので、本当に事務系のこういうごみで、何年かに1回しかたまらないんです。

そういう事業者もいると思うので、それはそれでいいのかなとは、私なんかは思っていますけど。

ごみを捨てる請求書がないとダメなので、どうしてもダメなんですけども、3回は領収書がないとダメという、そういうのはまだあるんでしょうか。

秋本課長：ご意見をいただきましてありがとうございます。

これに関しては、審議会が終わりましたら、詳しくお話を聞かせていただいて、対応してまいりたいと思います。

以上です。

三橋会長：それでは、事業系ごみの不適正排出対策については、とくに零細事業者に対して、もうちょっとごみの排出の仕方について丁寧な説明をして欲しいという意見が出たので、その辺は次回、答申に書けるかは難しいかも分かりませんが、答申のバックにそういう考え方があるということがわかるような工夫をしてください。

それでは、答申の素案につきましては、委員の皆さんも持ち帰って改めて読んで、ここの箇所はこういう形で修正した方がいいのではないかとか、あるいは、こういうような新しい視点が必要だということがあれば、見つかったり、発見した場合には、事務局の方に、ファックスなり電話なりで届けていただければ、またそれを反映した形で、答申の最終の部分に取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

【報告】（ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について：資料4）

それでは今日の議題の4番目ですね。

報告ですけれども、「ごみの収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について」、説明してください。

〈資料4 ごみ取集回数変更後のごみ排出量（速報値）について〉

秋本課長：それでは資料4「ごみ収集回数変更後のごみ排出量（速報値）について」をご覧ください。

1番につきましては第1四半期、4と5月分のごみ排出量をまとめたものでございます。

恐れ入ります。

単位の記載が抜けておりますが、単位はtでございます。

申し訳ございません。

単位はtということでお願ひいたします。

まず、「燃やすごみ」の収集量をご覧いただきたいと思います。

前年度比859tの減少であります。

パーセンテージでいうと4.3%の減少でございます。

一方で、雑誌は 70 t (9.5%) の増、布類が 63 t (44.0%) の増となつており、収集回数の変更をきっかけといたしまして、これまで燃やすごみとして排出されていた資源物の分別が促進された効果が現れたものと考えております。

また、この他、収集回数を変更した「燃やさないごみ・有害ごみ」「BIN・カン」につきましても大きく減少しておりますが、これらについては、燃やすごみと比較して、分別促進による減量は難しいことから、現時点では減量が進んだと判断するのは難しいものと考えております。

続いて、2 頁をお願いいたします。

燃やすごみの収集量の月別の推移となっております。

ごみの排出量につきましては、月ごとの傾向があるものの、これまでの 3 ヶ月におきましては、毎月、前年度比で減少している状況でございます。説明は以上であります。

三橋会長：今、ごみの収集回数変更後のごみの排出量（速報値）についての事務局の見解について説明していただきました。

この数値を見て、ご意見なり、ご感想があればお出しください。

原木委員：1 頁の持込のごみの量なんですけれども、これだけはプラス、プラス、プラスできていますけれども、何か理由があるのでしょうか。

秋本課長：持込ごみは主に事業系ごみになるのですが、それが近年増加傾向にあるためと考えております。

以上です。

原木委員：わかりました。

三橋会長：他によろしいですか。

ごみの収集回数を減らしたことでのみの量が減ったというのは大変喜ばしいことありますけども。

稻垣委員：評判はどうなんですか。

文句が多いの、それとも、文句を言われるというのは、結局回数が少なくなれば、時間がかかるから、お昼ごろに取りに来るとか、そういうのは耳に入ってくるのか、これは難しいけれども。

どうなの、評判としては良いものなの。

よくやったって、言われる。

でも我々としては、お金を取らなきゃいけないというところまでできているのだけども、評判として、このままで、週 2 回で、水曜と土曜のところなんだけど、燃やすごみだけど、週 3 回から 2 回にしたじゃない、市川市全部そうだと思うんだけど、評判はいいものなんですか。

秋本課長：評判に対する指標がないのですけれども、市への問い合わせ件数の推移で答えさせていただきます。

市への問い合わせ先としましては、循環型社会推進課、清掃事業課、あとこの 4 月から委託で設置したコールセンターになります。

問い合わせ件数については、4 月は合計で約 6,000 件の問い合わせがあつたところでございます。

5 月に入ってからは、大幅に減少しております、問合せの項目別では約 3 分の 1 に減っている項目もあります。

また、この 7 月の状況については、私が所属する循環型社会推進課においては、例年の問い合わせ件数とそんなに変わらないという印象を持っています。

のことから推察いたしますと、収集回数の変更が浸透してきたのではないかと思います。

その他、よくお問い合わせいただいているのは、週 1 回のビン・カンの資源ごみ、または不燃物・有害ごみにつきましては、週 1 回が月 2 回になってしまって、具体的に何日に出したらいいのかというお問い合わせをよく受けています。

以上です。

【閉会】

三橋会長：それではですね、その他、事務局の方からお願いします。

西倉主幹：事務局の方から連絡させていただきます。

次回の審議会の開催についてご案内いたします。

次回の審議会については、答申のとりまとめを議題に、10 月頃を予定しております。

また、正式な日程は後日改めて、調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日大変暑くなっていますので、駐車場の方に送迎車を準備しております。

ご利用になられる方いらっしゃいましたら、ご案内させていただきます
ので、職員の方にお声をおかけください。
事務局からは以上になります。

三橋会長：それでは以上をもちまして、第 84 回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉
会いたします。
お暑い中参加していただき、ありがとうございます。

(閉会：11 時 30 分)